

事 務 連 絡

令和 5 年 9 月 15 日

各都道府県・指定都市教育委員会施設主管課  
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定  
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課  
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課  
文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課 御中  
大学を設置する各学校設置会社担当課  
大学又は高等専門学校を設置する  
公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課  
各都道府県・指定都市文化財行政主管課  
各 都 道 府 県 宗 教 法 人 事 務 主 管 課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文 部 科 学 省 大 臣 官 房 政 策 課  
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課  
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課  
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
文 部 科 学 省 高 等 教 育 局 高 等 教 育 企 画 課  
文 化 庁 政 策 課

外来カミキリムシ類に関する注意喚起の依頼について（依頼）

標記について、農林水産省、林野庁、環境省より、新たに外来カミキリムシ 2 種が外来生物法に基づく特定外来生物に指定されたことを踏まえて、別添のとおり注意喚起がまいりました。

外来カミキリムシ類は、公園、学校、街路、農地、森林等の樹木を加害し、樹木の枯死、落枝、倒木等による人的被害等を引き起こすことが懸念されることから、本年8月2日付け「外来カミキリムシ類に関する情報提供及び注意喚起等の依頼について」において、多様な主体の連携による早期発見や早期防除の強化等について依頼したところです。

今般、既に指定されているクビアカツヤカミキリ (*Aromia bungii*) に加えて、9月1日にツヤハダゴマダラカミキリ (*Anoplophora glabripennis*) 及びサビイロクワカミキリ (*Apriona swainsoni*) が外来生物法に基づく特定外来生物に指定されました。これら3種についてはいずれも原則として外来生物法に基づき飼養等(飼養、保管、運搬)、輸入、譲渡し、放出等が禁止されることとなりますので、当該3種の個体を発見した際に、生きたままでの移動等を行わないよう注意が必要です。また、外来カミキリムシ3種の防除を継続的に行う場合は、外来生物法第3章に基づく手続きが必要となります。

つきましては、各都道府県教育委員会施設主管課及び学校安全主管課においては域内の市町村教育委員会施設主管課及び学校安全主管課(指定都市教育委員会施設主管課及び学校安全主管課を除く。)及び所管の学校(専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。)に対し、各指定都市教育委員会施設主管課及び学校安全主管課においては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課においては所管の私立学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校に対し、各都道府県公立大学法人担当課におかれてはその設置する大学等に対し、独立行政法人国立高等専門学校機構担当課におかれてはその設置する高等専門学校に対し、大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課におかれてはその設置する大学等に対し、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する大学等に対し、大学を設置する各学校設置会社担当課におかれてはその設置する大学に対し、各都道府県・指定都市文化財行政主管課におかれては市区町村の文化財主管課その他の関係機関に対し、各都道府県宗教法人事務主管課におかれては所管の宗教法人に対し、厚生労働省医政局医療経営支援課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の専修学校に対し、この内容について周知いただくようお願いいたします。

**【本件お問い合わせ先】**

(学校等における対応について)

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室 学校安全係 電話番号：03-6734-2966 (直通)

(宗教法人施設、文化財等における対応について)

文化庁政策課企画係 電話番号：03-6734-2809 (直通)

5 消安第 3434 号  
5 林整研第 142 号  
環自野発第 2309111 号  
令和 5 年 9 月 11 日

文部科学省大臣官房政策課長 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課長

林野庁森林整備部研究指導課長

環境省自然環境局野生生物課長  
( 公 印 省 略 )

#### 外来カミキリムシ類に関する注意喚起の依頼について

平素より外来カミキリムシ類対策に御協力を頂き感謝申し上げます。

外来カミキリムシ類は、公園、学校、街路、農地、森林等の樹木を加害し、樹木の枯死、落枝、倒木等による人的被害や農林業被害、自然景観や生態系への悪影響を引き起こすことが懸念されます。このことから、本年 7 月 28 日付け「外来カミキリムシ類に関する情報提供及び注意喚起等の依頼について」において、多様な主体の連携による早期発見や早期防除の強化等について貴省庁及び都道府県関係部局に依頼したところです。

今般、既に指定されているクビアカツヤカミキリ (*Aromia bungii*) に加えて、本年 9 月 1 日にツヤハダゴマダラカミキリ (*Anoplophora glabripennis*) 及びサビイロクワカミキリ (*Apriona swainsoni*) についても外来生物法に基づく特定外来生物に指定されました。

これにより、3 種についてはいずれも原則として外来生物法に基づき飼養等(飼養、保管、運搬)、輸入、譲渡し、放出等が禁止されることとなりますので、当該 3 種の個体を発見した際に、生きたままでの移動等を行わないよう注意が必要です。

外来生物法では、第 11 条において主務大臣及び国の関係行政機関の長が行う防除及び、第 17 条の 2 において都道府県が行う防除について公示することとしており、公示した防除に係る捕獲、採取又は殺処分に伴う飼養等は第 4 条の飼養等の禁止の対象外としています。また、市町村が行う防除及び国及び地方公共団体以外の者が行う防除についても、主務大臣の確認又は認定を受けることができることとしており、当該確認及び認定による防除に係る捕獲、採取又は殺処分に伴う飼養等は外来生物法第 4 条の飼養等の禁止の対象外としています。

外来カミキリムシ 3 種の防除を継続的に行う場合は、外来生物法第 3 章に基づき公示を行うこと又は確認若しくは認定を受けることにより、防除について関係者と広く情報共有

を図るとともに、目標や区域・期限を定め、計画的な防除を実施することが望まれます。

なお、外来生物法第3章に基づく手続きを行っていない場合であっても、地域のボランティアによる防除等の小規模な防除の一環として外来カミキリムシ3種の個体が付着又は混入した樹木の焼却、粉碎又はくん蒸を実施する場所に運搬する場合については、適切な逸出防止措置をした上で、事前に周知を行うなど、一定の要件を満たすことで、運搬・保管の規制の適用除外とする規定を設け、本年9月1日に施行したところです。

貴省庁におかれても、都道府県の貴省庁関係部局等に対し、下記の注意喚起をしていただくようご協力をお願い致します。

## 記

- 1 特定外来生物に指定された外来カミキリムシ3種による人的被害や農林業被害、自然景観や生態系への影響を防止するため必要がある場合には、都道府県の環境部局と相談の上、外来生物法に基づき公示することを検討するとともに、当該3種の飼養等、輸入、譲渡し等、放出等が禁止となったことを踏まえ、適切な方法により防除を行うこと。
- 2 都道府県から市町村に対して、外来カミキリムシ2種が新たに特定外来生物に指定されたこと及び市町村が防除を行う場合に当該3種の飼養等、輸入、譲渡し等、放出等が禁止となったことを踏まえ、適切な方法により実施されるよう、環境省地方環境事務所等と連携して周知すること。

以上

### <連絡先>

農林水産省消費・安全局植物防疫課防除対策室国内防除1班

〒100-8950 千代田区霞が関1-2-1

担当：鈴木・前田

直通：03-6744-9644

林野庁森林整備部研究指導課森林保護対策室

〒100-8952 千代田区霞が関1-2-1

担当：茂野

直通：03-3502-1063

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

〒100-8975 千代田区霞が関1-2-2

担当：宗像

直通：03-5521-8344

- クビアカツヤカミキリ及びサビイロクワカミキリの小規模防除に関する要件  
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第二条第十五号の規定に基づく環境大臣が定める動物及び運搬に係る要件（環境省告示第 65 号）  
[https://www.env.go.jp/nature/intro/llaw/files/youken\\_2j15g\\_kankyo.pdf](https://www.env.go.jp/nature/intro/llaw/files/youken_2j15g_kankyo.pdf)
  
- ツヤハダゴマダラカミキリの小規模防除に関する要件  
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第二条第十五号の規定に基づく環境大臣及び農林水産大臣が定める動物及び運搬に係る要件（農林水産省・環境省告示第 5 号）  
[https://www.env.go.jp/nature/intro/llaw/files/youken\\_2j15g\\_norin\\_kankyo.pdf](https://www.env.go.jp/nature/intro/llaw/files/youken_2j15g_norin_kankyo.pdf)
  
- 特定外来生物防除実施要領  
[https://www.env.go.jp/nature/intro/llaw/files/jissshi\\_youryou.pdf](https://www.env.go.jp/nature/intro/llaw/files/jissshi_youryou.pdf)